

仕送り基準額計算書 A

記載例

父母の収入合計が260万円未満の場合

父母の収入状況と組合員の送金額を入力する

続柄	年齢	収入 金額(年額)	組合員以外からの 送金額 (年額)	組合員からの 送金額 (年額)
A 父	67	a 1,370,000	c 240,000	d 1,300,000
B 母	63	b 800,000		

注: 組合員の送金額は組合員以外の者のいずれの送金額も上回ることが必要。

○ 父母ともに認定対象者の場合

父母それぞれの総収入の三分の一以上、組合員の仕送りがあるか？

父母の総収入の三分の一 $(a + b + c + d) \times 1/3$

1,236,667

判定

$\leq$

認定可

組合員からの送金額 d

1,300,000

○ 父のみが認定対象者の場合

父の総収入の三分の一以上、組合員からの仕送りがあるか？

父の総収入の三分の一 $(a + c + d) \times 1/3$

970,000

判定

$\leq$

認定可

組合員からの送金額 d

1,300,000

○ 母のみが認定対象者の場合

母の総収入の三分の一以上、組合員からの仕送りがあるか？

母の総収入の三分の一 $(b + c + d) \times 1/3$

780,000

判定

$\leq$

認定可

組合員からの送金額 d

1,300,000

仕送り基準額計算書 B

記載例

父母の収入合計が260万円以上

父母の収入状況と組合員の送金額を入力する

続柄 ※収入はA≥B	年齢	収入 金額(年額) ※a≥b	扶養手当の有無 (いずれかを選択)	組合員以外からの 送金額 (年額)	組合員の送金額 (年額)
A 父	67	a 1,370,000	なし	c 240,000	d 1,300,000
B 母	63	b 1,250,000	あり		

注: 組合員の送金額は組合員以外の者のいずれの送金額も上回ることが必要。

以下自動計算(セルには式が入っています)

1 父母1人当たりの生活費eの算定

e 父母の総収入の半分 (a + b + c + d) × 1/2

2,080,000

2 父母各々に対する組合員送金額の算定

A 父 に対する送金額の算定

1人当たりの生活費 ≥ Aの収入の場合・・・Aに対する組合員送金額を算定

1人当たりの生活費e

Aの収入a

Aに対する送金額f

2,080,000

1,370,000

=

710,000

1人当たりの生活費 < Aの収入の場合・・・Aに対する組合員送金額を算定

Aの収入a

1人当たりの生活費e

配偶者負担額g

1,370,000

2,080,000

=

0

B 母 に対する送金額の算定

※Bに扶養手当ありの場合は確認不要

1人当たりの生活費e

Bの収入b

配偶者負担額g

Bに対する送金額h

2,080,000

1,250,000

—

0

=

830,000

3 認定の可否

A 父 の認定の可否

Aの総収入の三分の一以上、組合員からの仕送りがあるか？

Aの総収入 (a + f) × 1/3

判定

組合員からAに対する送金額f

693,333

≤

認定可

710,000

B 母 の認定の可否

※Bに扶養手当ありの場合は確認不要

Bの総収入の三分の一以上、組合員からの仕送りがあるか？

配偶者負担額g

判定

Bに対する送金額h

0

<

下の計算へ

830,000

Bの総収入 (b + g + h) × 1/3

判定

Bに対する送金額h

693,333

≤

認定可

830,000